

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(地域の概要)

本町は、新潟県のほぼ中央に位置し、長岡市、柏崎市に隣接しており、約 9 km に及ぶ海岸線を有し、佐渡と相対している。総面積は 44.38 km² で、このうち森林面積が約 68.8% を占めている。町の中央部を二級河川島崎川が南北に流れており、樹枝状に伸びる支流に沿って耕地が点在している。集落は、一次生活圏の海岸地区及び駅前地区があり、海岸地区では、国道 352 号及び国道 402 号に沿って約 3.6 km にわたり帯状に住宅地が形成されている。また、駅前地区は中央部を J R 越後線及び国道 116 号が町内を縦貫しており、出雲崎駅周辺に住宅地が形成されている。その他の集落は、樹枝状の沢々に点在している。本町の気象は、冬期は冬型の気圧配置が影響して、海岸部では北西の季節風が強く、内陸部に入るにしたがって弱くなっている。平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の平均最大降雪量は 52.4cm、平均最大積雪深は 66.2cm と新潟県内においては比較的少なく、年平均気温は 14.9℃、年平均降水量は 2,080mm である。



(水害)

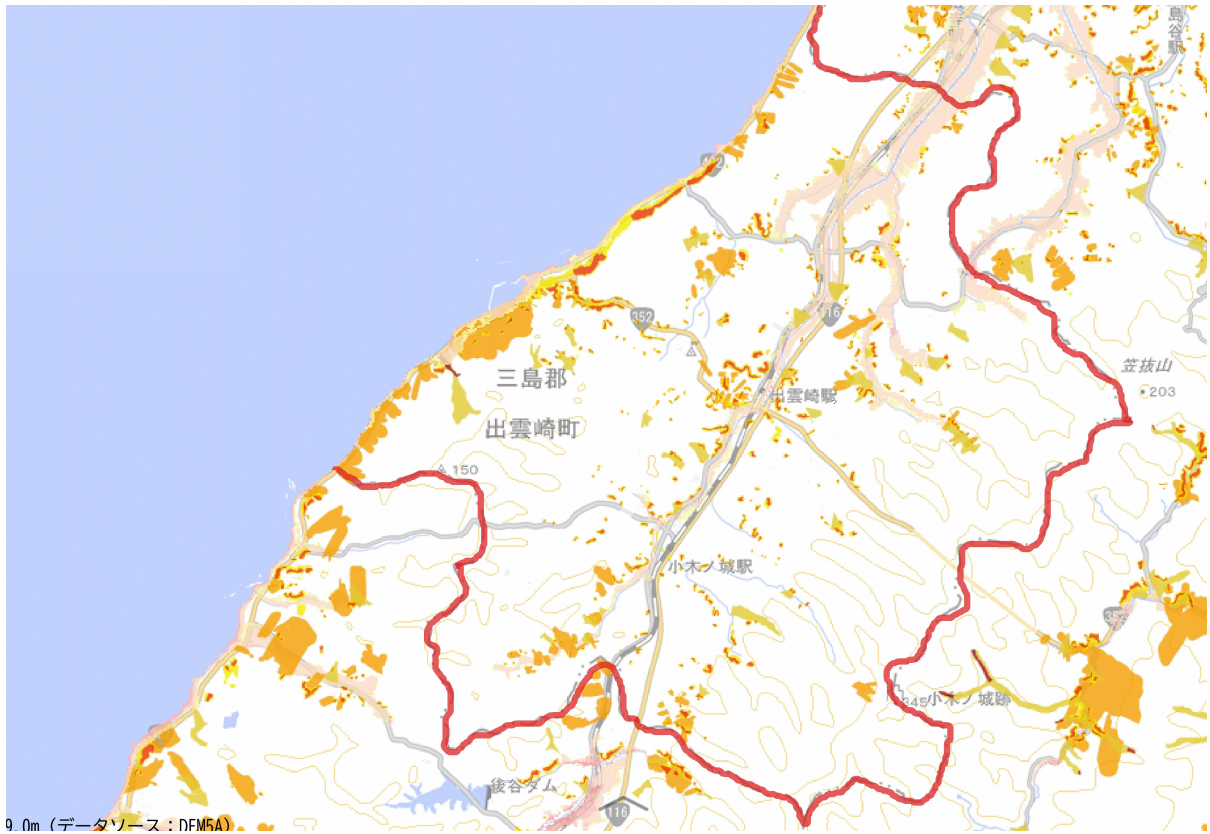
現在、町内の河川は、洪水予報指定河川及び水位周知河川のいずれにも指定されていないものの、重要水防箇所評定の基準となる区間があるため、水害の危険性があり、注意が必要である。また、田中地区を流れる 2 級河川島崎川の周辺は、浸水想定区域となっており、豪雨時には、道路が冠水するため、特に注意が必要である。

(土砂災害)

海岸部は、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域に指定されているため、土砂災害の危険性がある。また、内陸部は、小山脈に分布する西越層が軟弱な地質で形成されているため、集中豪雨や雪解けの季節のように、短期間に大量の水分を含むと地層そのものを支えきれず崩落する危険性がある。

(地震・津波災害)

平成 16 年 10 月に発生した中越大震災や平成 19 年 7 月に発生した中越沖地震、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震など、当町は地震により多大な被害を受けている。また、集落等が海岸沿いに集中しているため、津波に対して警戒が必要である。



9.0m (データソース：DEM5A)

土石流 (黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)			急傾斜地の崩壊 (黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)			地すべり (黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)			浸水想定	
	指定済	指定予定		指定済	指定予定		指定済	指定予定		
特別警戒区域			特別警戒区域			特別警戒区域				20m ~
警戒区域			警戒区域			警戒区域				10m ~ 20m
										5m ~ 10m
										3m ~ 5m
										0.5m ~ 3m
										0.5m ~ 1m
										~ 0.5m
										~ 0.3m

国土地理院「重ねるハザードマップ」より

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新興感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(原子力災害)

当町は、町内全域が避難準備区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）に位置しているため、防護措置の実施については、区域を限定せず、町内全域において一斉に実施する。

【PAZ及びUPZ範囲図】



出典：「国土数値情報（行政区データ）国土交通省」を加工

【原子力災害対策重点区域】

区分	範囲	該当区域
即時避難区域（PAZ）	発電所から半径 おおむね5km圏	—
避難準備区域（UPZ）	発電所から半径 おおむね5～30km圏	町内全域

(2) 商工業者の状況（令和6年12月31日現在）

- ・商工業者数 183者
- ・小規模事業者数 161者

業種	商工業者数(者)	小規模事業者数(者)	備考（事業所の立地状況等）
建設業	48	46	地区内に広く分布
製造業	22	16	地区内に広く分布
卸売業	5	5	地区内に広く分布
小売業	34	32	地区内に広く分布
飲食・宿泊業	25	23	地区内に広く分布
サービス業	40	34	地区内に広く分布

その他	9	5	地区内に広く分布
合計	183	161	

出典：商工会基幹システム

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・出雲崎町地域防災計画の策定
- ・防災ガイドブックの作成
- ・出雲崎町地域防災計画（原子力災害対策編）の策定
- ・原子力災害対応ガイドブックの作成
- ・出雲崎町国土強靱化地域計画の策定
- ・各種ハザードマップの策定（洪水、津波、土砂災害、ため池）

2) 当会の取組

- ・事業者BCP及び事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・ビジネス総合保険、業務災害保険等の加入促進
- ・出雲崎町商工会危機管理マニュアルの策定
- ・感染症対策業種別ガイドラインの周知
- ・防火管理者講習受講(異動時)及び防火管理者選任並びに消防計画の策定(異動時随時変更)
- ・避難訓練（通報・避難・消火など総合訓練）の実施（年2回）

II 課題

- ・緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制の構築
各組織の業務継続計画等に従って、事業者への支援を行う連携体制が構築されていない。
- ・事業者BCP策定の周知・支援
当会への相談状況やセミナー参加状況からも、地域内事業者のBCP策定に関する意識が低いと考えられ、特に小規模事業者は、その傾向が強いと考えられる。
- ・事業者BCP策定支援におけるスキル及びツール不足
経営相談におけるBCP関連件数が少ないこともあり、当会職員がBCP策定支援に関わることが少なく、支援スキルの向上が課題であり、資質向上の取組みとともに専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。また、小規模事業者にとっては、BCPの策定はハードルが高いため、必要に応じて事業継続力強化計画による簡易的なBCPを策定することは、現実的で重要な経営対策と考えられる。
- ・新たな脅威「感染症」への対策不足
感染症の対策において、特に対策が進んでいない小規模事業者に対して、検温・消毒等の感染症対策のルール作成や衛生品（マスク、消毒液等）の備蓄、保険を活用したリスクファイナンス対策等の必要性を周知することが必要である。

III 目標

当会と当町が一体となり、それぞれの役割を確認・担当することによって、地区内事業者の事業継続力の強化に繋げることを目標とする。

- ・緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制の強化
発災時における連絡体制を円滑にするため、当会と当町との間における被害情報報告ルート構築する。発災後、速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者への災害リスク対策の周知強化
地区内中小企業・小規模事業者に対して、自然災害リスクや感染症等リスク及び事前対策の

必要性を認識していただくよう、周知活動を強化する。

・事業者BCP策定支援の強化

当会職員の資質向上とともに、専門知識ノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携による相談支援体制を整え、特に小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

・新たな脅威「感染症」への対策

感染症の対策において、特に対策が進んでいない小規模事業者に対して、検温・消毒等の感染症対策のルール作成や衛生品（マスク、消毒液等）の備蓄、保険を活用したリスクファイナンス対策等の必要性をセミナーの開催や経営指導員の巡回時において周知徹底を図る。また、国や県、町から発せられる緊急宣言や日常的な防止対策ルール等の周知・連絡を速やかに実行する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県 産業労働部 地域産業振興課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

平成29年度に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

・ハザードマップによるリスク周知

当会が平時巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険加入等）について説明する。

・広報等による啓発活動

当会会報・町広報、ホームページ等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、事業BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・事業者BCP策定に関する支援

当会が、小規模事業者に対し、事業BCP（即時に取組み可能な事業継続力強化計画を初めとする簡易的なものも含む）の策定の推進や効果的な訓練等について経営指導員等が指導及び助言を行う。また、町内業界団体等と連携して事業継続の取組に関する専門家を招き、BCP普及啓発セミナーや行政の施策紹介等を実施する。

・事業者BCP策定後の支援

事業者BCP策定事業者に策定後問題等生じた場合は、経営指導員による支援の他、必要に応じて専門家による支援を行う。

・感染症対策への対応

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の対策に繋がる支援（マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境の整備等情報提供や各種支援）を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

平成29年度に危機管理マニュアルを作成し、随時更新している（別添）。

3) 関係団体との連携

関係機関（観光協会、建築業組合、損害保険会社等）との共催にて、BCP関連セミナーの

開催を行うとともに、リスクファイナンス対策（各種保険の紹介）等に関する個別相談での連携や普及啓発ポスター等の掲示を依頼する。

4) フォローアップ

小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認し、当町と本策定の支援計画についての状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害等（震度5強以上の地震等）が発生したと仮定し、当町との津波対策を含む連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策実施可否の確認

・ 職員の安否確認

発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。また SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否について、当会と当町で情報を共有する。

・ 事務所内の点検・確認

事務所内の水道・ガス・電気設備の点検、天井や床、ガラスの破損や落下の危険がないか確認を行う。

・ 感染症対策の実施

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

当会と当町において当会管轄地域における被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。判断基準とする被害状況は下表のとおりであり、職員は危機管理マニュアルの緊急時の役割分担業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

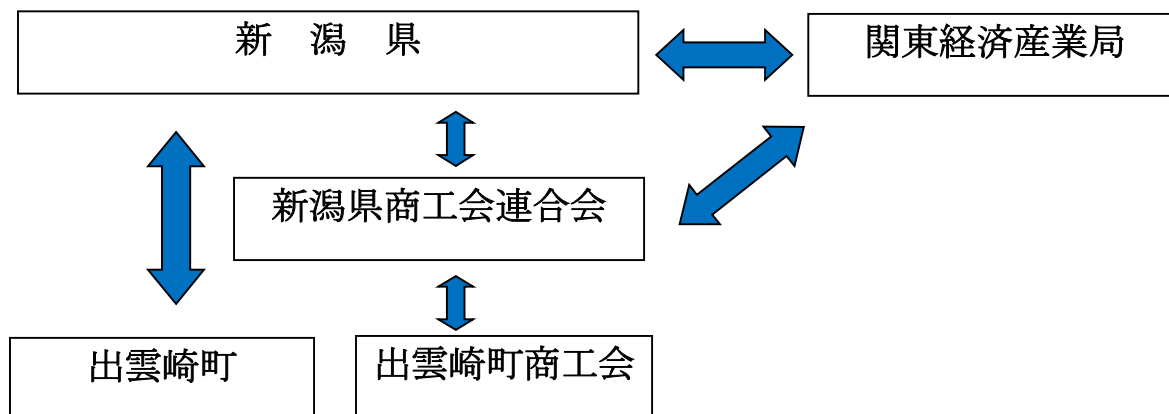
期間	情報共有する間隔
発災後～概ね1週間	1日に最低1回共有する
概ね1週間～1か月	必要に応じて適宜共有する。
1か月以降	状況を勘案しながら適宜共有する。

感染症発生時には、国、県、町から発出された行動指針を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
- 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

< 連絡ルート >



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 連携協力を密にし、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、連携協力を密にし、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の周知や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、県商工会連合会に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県 産業労働部 地域産業振興課へ報告する。

(別表2)

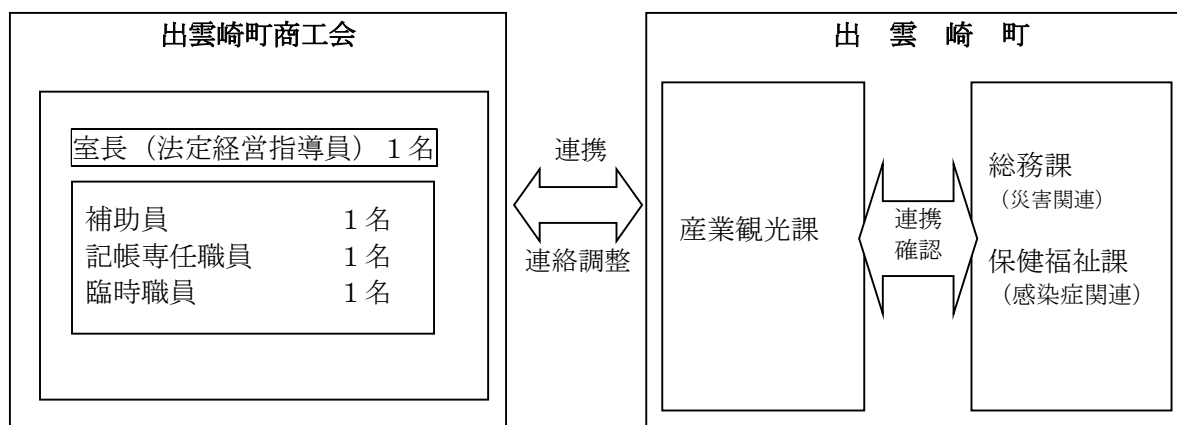
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

【実施体制図】



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：星 明人

連絡先：出雲崎町商工会（住所等は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

出雲崎町商工会

〒949-4305

新潟県三島郡出雲崎町大字羽黒町 431 番地 1

TEL：0258-78-2064 / FAX：0258-78-3693

E-mail：izumo051@shinsyoren.or.jp

②関係市町村

出雲崎町 産業観光課 商工観光係

〒949-4392

新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地

TEL : 0258-78-3111 / FAX : 0258-41-7322

E-mail : shokou@town.izumozaki.niigata.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県 産業労働部 地域産業振興課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	360	360	360	360	360
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	150	150	150	150	150
パンフ・チラシ作成費	55	55	55	55	55
防災・感染症対策費	55	55	55	55	55

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、出雲崎町補助金、新潟県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし